

厚岸町議会 第2回定例会

平成19年6月21日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成19年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、中川議員、6番、佐齋議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
初めに、4番、高橋議員の一般質問を行います。
4番、高橋議員。
- 高橋議員 おはようございます。
平成19年度の第2回の厚岸町議会定例会に当たりまして、通告書に従い質問をさせていただきます。
我々地域の住民が健康で楽しく自立して働くために、食生活に対する基本的な事柄、さらにはそれぞれの事業の運営等について、5点余りに絞ってお尋ねをさせていただきます。したがって、できる限り持ち時間の関係から理事者側においては簡潔なるお答えを期待するものであります。
まず、町長を初めとする多くの町職員各位に対し、郷土の発展と町民の幸せを願い懸命に頑張っている姿を拝聴するたびに、私は頭の下がる思いでいっぱいであり、何とぞ職員各位におかれましては、昨今の地方自治体の厳しい財政状況下の中であって、それぞれが創意工夫を凝らし、さまざまな行政課題に取り組み、魅力あるまちづくりに取り組んでいただけるようお願いを申し上げます。
さて、町長は町政執行方針の中で「活力に満ちた豊かな産業の育成」ということではありますが、私はこの中で特に注意を引く点があり、お尋ねをしてまいりたい、このように思っております。厚岸町は、ご案内のように、基幹産業である養殖産業等であるところのカキの生産について、昨年の秋口から年末、さらには本年初めにかけて、全国的にノロウイルス菌が大量発生し、厚岸漁協のカキ部会、130戸余りのカキ生産処理業者に大変な大きな打撃を与えたところであり、もちろん、町内の経済にも大きな影響をもたらしたことについては言うまでもなく、町長を初め職員はもとより、先輩議員各位におかれましてもそれぞれご承知のとおりであります。
このような問題について、報道各社はあたかも二枚貝、カキにノロウイルス菌がいた

かのごとく、大きな見出しで大々的に全国に報道されたため、その風評被害をまともに受け、とどまるどころを知らず、厚岸町内のカキ生産業者の死活問題にかかわるまでに発展したところでもあります。行政では、この問題について重く受けとめ、早速さきの5月25日の臨時議会において、厚岸町カキ風評被害にかかわる生活支援資金の利子補給に関する特例条例の制定に着手し、生産者への救済に努めたところでもあります。私がこういった食品の衛生問題が起きるたびに、まず思い出したくない、あの大変な事故のことが今でも昨日のように思い出される場所でもあります。

それは去る平成15年1月26日、協会事務局から電話があり、厚岸町内で大規模な食中毒が発生したという通報でありました。この件については、皆様ご承知のように、学校給食用のパンが原因でありまして、ノロウイルス菌による食中毒と判明したところでもあります。道内はもとより、厚岸町内では前例のない事故となり、実に町内小・中学生と教職員を含め、その患者数は延べ712人に上りました。しかしながら、何よりも不幸中の幸いともいいましょうか、重症患者が一人も出なかったことが何よりもよかったですと思います。この事故については、町長さんを初め教育長、町教諭の皆様、大変なご苦勞であったかと思えます。特に給食調理現場の調理師、作業員を含め栄養士さん方のご苦勞は大変なことであったかと思えます。恐らく何日も眠れない日が続いたと思われれます。

私はこのような事故が二度と起こらないよう願うばかりでありまして、何といたっても食品の安全性を確保するためには、農場、あるいは浜の生産者から加工調理、そして消費者への食卓まで一貫した衛生管理を行う必要があると、そして食品による食中毒の発生を未然に防ぐために危害分析重要管理の重要性について強調したいところでもあります。食品を取り扱う各位におかれましては、その認識を深めていただきたいと思っております。ちなみに我々地域の住民は食品衛生法という網の中で生かされていると言っても過言ではないのであります。昨今は、ご承知のように、交通事故よりも全国的に食中毒による食中毒の事故が多いということは、食にかかわっている方々は既によくご承知のとおりであります。

さて、ここでノロウイルス菌についてのかかわる対策についてであります。町長は他地方の事例やあらゆる情報を収集して、まず先進地等の視察をしっかりと行って、十分な調査、研究をしていくということでもあります。そうするとそういった調査、研究を踏まえ、今後の事業に参考に役立てるようなことのようなのですが、そのようにとらえてよろしいのでしょうか。

さらに、消費者が安心して良質な水産物を求めていただくために供給体制の整備を図り、漁業者、市場関係、加工場、買い受け人、販売人、流通業者などが一体となって取り組む必要があるという認識から、水産物にかかわる衛生管理者講習会などを開催して、その共通の認識を深めるとともに、地域の実態に即した地域に地域ハサップの取り組みを進めたいということでもあります。ハサップとはどんなシステムなのか、また食品衛生法の目的とは、この法律はいつ施行されたのか、この2点についてもお尋ねをしてみたい。

町長は、地域ハサップとはこの施設事業には大変な設備資金が必要なのですが、町としてこの事業の推進に向けて特別な施策が用意してあるのか、町長にお尋ねを求めると

ころであります。

さらに、皆さん既にご案内のように、6月上旬から厚岸町は、厚岸湖で解禁となったホッカイシマエビ漁が何とその翌日に禁漁になったことについて釧路保健福祉事務所の監視員にお尋ねをしたところ、シマエビは、ご案内のように、生で出荷するわけではなくてゆで上げて出荷する関係から、総菜製造業、つまり都道府県が制定しているところの許認可申請の必要があるので、加工場の整備ができないと生産開始にはならないということのようでした。この問題については、我々団体からとしては五、六年前から再三にわたり漁協を通し指導していたところでありましたが、漁協さんの指導が徹底していなかったのか、生産者、あるいは営業者に対する自覚がなかったのか、これからはこのような問題については漁協、あるいは行政が一体となった指導をすべきではないかと思っております。

そこで、この際、食品衛生法にかかわる相談窓口を開設するお考えはあるのかないのか、町長にお尋ねをしたいところであります。

次に、第三セクターコンキリエの運営についてお尋ねをしてみたいです。

開業以来、土産物、あるいは海産物、飲食店を集中させ、まさに厚岸町の中心街的なPRをして営業しているところでもあります。町の商店街はごらんとおりであります。まちづくりといっても、これではいかがなものかと思えます。そこで、この施設は厚岸町観光の拠点となる目的で営業を始めたと同っております。果たして、その役割を担っているのか、非常に疑問に思うところでもあります。

ご案内のように、町内の零細企業・漁業・農業・商業・水産加工業者は、多くの事業経営者は毎日精いっぱい企業努力を惜しまず頑張っているところではありますが、第三セクターコンキリエの経営が思わしくないからといって、いともたやすく町の一般財源をつぎ込むことについては多くの町民からいかがなものかとの声が出ていること、確かなところでもあります。町長はこの会社の社長でもあり、また今年から全道100カ所の道の駅グループの会長にも就任されたところでもあります。町長、これを機に、より効果的な経営改善に取り組んでいただければ幸いと思うところではありますが、いかがですか。今までの運営方法に問題はなかったのか、大いに調査、研究、しっかり調査、研究をする必要があるのではないかと思います。

また、一方、観光の拠点として売り出している割に、町内には余り観光客が流れてこないというのは商店街からの苦情であります。拠点としての役割を果たしていないと私は思うんですが、他町村の観光地を見てもわかるように、その拠点から町内いろんな場所へ次から次へのご案内していただき、お客様が喜んでいただき、次にもまた来たい、そんな営業をすべきではないかと思えます。町長、いかがですか。今後、この施設の事業運営についてしっかり見直しをして、より具体的な確かな営業の見直し等について、町長からの明快なる答弁を期待するものであります。

次に、病院事業会計についてお尋ねをしてみたいです。

まず、多くの町民の命と健康を支える厚岸郡の医療施設の拠点として、地域医療に懸命に取り組んでいらっしゃる先生の初め多くの職員各位に対し、厚岸町内の多くの高齢者を代表して、深甚なところの敬意を表するものであります。

町長は行政執行に当たり、病院事業についてはより高度な経営の改善を図り、事業経

営については不良債務の解消についてしっかり努めるということではありますが、特別な施策があるのか、お伺いを申し上げるところであります。

なお、去る17日、厚岸町内において高齢者研修交流会が社会福祉センターで行われましたが、町内各地域の高齢者のお話の中で、やはり自分の健康が心配だという方が多く、頼れるのはやはり病院のお医者さんしかないなという多くの会話が聞こえたところでもあります。その会話の中から、町立病院にいい先生がいてよかったね、ありがたいと多くの高齢者の方の声があります。

また、その一方、その方々も町立病院の経営が大変なんだということはよくご承知のようでありました。町内にお住まいの多くの高齢者の方も、余りにも多くの不良債権が膨れ上がるとどうなるのかとのことでもあります。本当に我が事のように心配をしているところで町民がいるということを町長はしっかり受けとめていただきたいと思います。そして、町民一人一人の目線に立って、腰をしっかりと据えて経営に取り組んでいただきたい、このように思います。

経営状況については、過去2年余りの数値はやや増加に転じてはいるものの、なかなか医業収益の確保については必ずしも結びつくものという保証があるものかと尋ねれば、それはなかなかいずれにしても地方公共団体が経営するところの病院運営については大変な財政負担が襲いかかっているとのところでもあります。国は今年4月から地方独自の取り組みを推進するところの「頑張る地方応援プロジェクト」をスタートさせ、地方がそれぞれ具体的な成果、批評を明らかにして取り組むところの地方自治体を地方交付税で支援する制度を創設しているところでもあります。できる限り国の制度を活用するために、調査、研究をしっかり重ね、少しでも財政負担の軽減に向けて努力していただきたいと思います。

いずれにしても、町長にはこの問題については多くの町民の幸せを願う立場から避けて通れない問題であり、毎日頭が痛いことかとお察しするところではありますが、町内にいらっしゃる多くの高齢者や自立支援を求める障害者を初めとする、町の将来を担う子供たちや若者は、町長、あなたの肩にかかっていると言っても過言ではないかと私は思うところでもあります。町長、この際、病院運営について一身を投げ出す覚悟で町民一人一人の目線にしっかりと立って頑張ってくださいよう期待して、ここで特別な施策があることを大きな望みを託し、私の質問を終わりますが、町長の賢明なところの答弁に期待するものであります。

以上で私の1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、高橋議員のご質問にお答えをいたします。

まずその前に、私を初め町職員に対して温かい激励をいただきました。今日の町を取り巻く多くの難局を乗り切り、厚岸町の発展、住民の幸せのためにしっかりと町行政を推進してまいりたい、決意を新たにいたしましたところでございます。

1点目の厚岸湖内にあるカキ等へのノロウイルスに対策についてのお尋ねで、具体的な説明と今後の取り組み事業等の見通しについてのご質問であります。町の特産とな

っておりますカキについて、昨年12月から全国的にノロウイルスによる感染性胃腸炎の集団感染が急増したことに伴い、カキが原因との風評が流れ、厚岸町を含む全国のカキ生産地、いわゆる風評被害により大きな打撃を受け、現在も消費回復の動きはいまだ不透明な状況にあります。

町といたしましては、新年度町政執行方針でも述べましたが、ノロウイルス対策について、今後の対応に結びつけるため、漁協と連携し、先進的な取り組み事例や情報の収集を行うための視察研修経費を予算化したところであります。

カキ養殖におけるノロウイルス対策につきましては、カキの浄化及びノロウイルスの不活化について全国的にもまだ研究段階であり、カキから直接ノロウイルスを除去する方法は現在までのところ確立されておられません。したがって、現状としては紫外線による殺菌海水での蓄養管理を適切に行うことが、コスト面を含め最も現実的と言われております。このほか、全国で行われている取り組みとしては、生食用カキ生産マニュアルの作成、陸上カキ蓄養施設の高度化、安心情報の発信などが行われております。

今回の視察に当たり、これらの取り組みの中から地域でのノロウイルスなどに対する総合的な衛生管理対策をまとめ、すなわちハサップ対策も兼ねております、それらの内容をホームページ等により積極的に情報発信することにより、消費者の信頼を得るための取り組みを行っている三重県の鳥羽、伊勢、志摩地域を視察先として選定したところであります。

これらの取り組みは、主として生食用カキを生産する厚岸町のノロウイルス対策を進める上で参考になるものと考えますし、このほかノロウイルス対策に効果があるとされる紫外線消毒方式の下水道処理システムについても視察をしてまいりたいと考えております。

さらに、本定例会に上程しております補正予算案におきまして、遺伝子解析機器の高度化を図るための予算を計上しております。この機器は主としてマガキと植物プランクトンの系統管理などを調査、研究対象とし導入するものですが、一部ノロウイルスについても測定できる機能を備えておりますので、この分析技術の取得も当面の目標としております。これら機器の整備につきましては、厚岸町としても将来的に安全・安心な衛生管理、ハサップ対策として出荷システムにするための第一歩として行うものであり、今後は各地域での取り組みがますます重要になり、地域間での競争も激しくなってくるものと思われまます。

さらには、また衛生管理講習についても今後とも続けてまいりたい。厚岸町の漁業を守るため、厚岸漁業協同組合とともに連携しながら、積極的にこれらの問題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

2点目は、厚岸町観光の中核拠点施設コンキリエの赤字の要因について、今後この事業施設の赤字解消に向けた具体的な運営説明を求めたいとのご質問についてであります。赤字の要因は、依然として厳しい道内の経済状況を反映した旅行消費の低迷に加え、道内観光においては、知床の世界自然遺産ブームや全国的に注目を受けている旭山動物園を除いては、いずれの地域においても集客が落ち込んでいる状況にあります。

18年度におけるコンキリエの集客状況は、年間トータルは前年を6.6%上回ったものの、特に月別の状況から見ると冬期間の集客が著しく落ち込み、これが収支バランスを悪く

している大きな要因であります。これらの冬期間の対策として、平成17年度には1月から3月まで魚介市場とあぶりやを閉鎖し経費の軽減化を試みたものの、思うような結果に結びつかなかったところから、平成18年度は冬期閉鎖を行わず、さらなる経費軽減と営業努力に努めたことにより、年間集客数では6.6%、売上額では9.9%前年度対比伸びておりますが、昨年末からのカキ貝毒やノロウイルス等の風評被害の影響を受け、赤字解消には至っておりません。

今後においては、地域活性化や厚岸町の食文化の主役としての役割を踏まえ、観光客誘致の動機づけとして自然環境素材を活用した誘客活動の展開や自然をテーマにした団塊層の個人型旅行に期待されますが、コンキリエの持つ拠点観光施設の旅と食の情報発信をさらに推進し、道東エリアの道の駅との広域的な連携を図り、体験型観光客誘致を初め、新商品の開発や販売促進及びイベント等を積極的に行うなど、第三セクターの公共公益的使命など行政的な評価を加味した上で総合的検討をしながら、赤字解消に向けた努力をしてまいりたいと考えております。

また、町としても味覚ターミナル建設後相当の年数を経過しており、本年度より2カ年で老朽化している施設の一部改修を行い、よりよい環境での受け入れを目指してまいりたいと考えております。

次に、病院事業会計についてであります。

多くの町民から一般会計からの持ち出しが多過ぎるのでは、このままでよいのかという疑問の声がある、将来に向けての良施策があるのかとのご質問ですが、医療の確保は町民が地域で安心して生活していく上において必要不可欠なものと考えます。また、当町のように、総合病院や多くの開業区の集中する都市部から約1時間距離にある小規模な人口の町村においては、乳幼児からお年寄りまでの命と健康を支える小児医療・介護リハビリ医療・保健福祉検診事業や24時間の救急医療は不採算な部分であり、加えて自治体病院の運営においては、高度医療機器の購入や建設改良費の元利償還金は病院収益では賄えない経費となっております。

病院事業会計における一般会計からの繰り出しについては、過去において赤字補填を含めて収支の均衡を保つための繰り出しを行ってきましたが、平成15年度の行財政改革の取り組みを境に、病院事業会計への繰り出しの基準を定め、さらに平成18年度からは具体的数値積み上げ方式による繰り出し基準の見直しを行ってきております。これは、国の不採算の業務を行う地方公営企業が運営する繰り出し基準に準じて、一般会計と病院事業会計の中で繰り出し基準を定めているものであり、一般会計からの繰り出しの一部については地方交付税において財政措置がされております。

しかしながら、病院事業会計の収支状況は平成16年度、医師及び医療スタッフの患者対応に対する多くの苦情が相次ぎ、町民からの信頼を失い、単年度収支が3億7,000万円の赤字に至ったことから、平成17年度には医師体制の一新と医業費用の見直しによる赤字の縮減に取り組み、平成18年度には患者や地域を総合的に診療する大学医局からの医師派遣や、整形外科を初めとする専門外来の再開による入院・外来患者数の増と人件費・薬品材料費・経費の経営改革を行った結果、一般会計からの繰り出しを受けてはおりますが、単年度収支が3,100万円の黒字見込みとなり、大きく収支の改善が図られる予定であります。

今年度の病院運営については、医師の確保を初めとする医療環境がますます厳しさを増す中にありますが、常勤医師5名の体制で、昨年に引き続き順調なスタートを切っております。

現在のような、地域こそが医療の最先端の場という考え方の地域医療を目指す医師の確保ができ、患者サービスの視点に立った経営改善の意識を持った医療スタッフがいる限り、将来にわたって医療を中心としたいろいろな施策の構築ができ、よい方向を保つことができるものと考えております。

なお、私は町民のための安心・安全な地域医療の確保を重要施策の一つとして位置づけており、全国自治体病院協議会を通じ、国及び北海道に対して自治体病院への財政措置、病院収益の根幹をなす診療報酬の改定、医師の偏在是正を強く要望している次第でございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 町長の本当に賢明なるご答弁をちょうだいし、ありがとうございます。

ノロウイルス菌問題については、全国的にいろんな諸問題を抱えながら、釧路市の保健福祉事務所等々、私ども団体としてもあらゆる連携をとりながら、調査、研究をし、そういった中で行政がこのたび初めて本腰を入れて、ひとつ業界育成のために、守るためにこういった研究費を計上していただいたということに対しては敬意を表するものでありますけれども、この問題は相当いろいろと深いものがございまして、調査、研究等には相当な財源が必要かなと、こう思っております。思い切った施策を施し、そして少なくとも厚岸町漁業の、この養殖漁業の50年、100年を見据えた事業として、町長、しっかり取り組んでいただく覚悟はおありかと、こう思いますけれども、その点についても再度また答弁をいただきたい。

さらには、ハサップという事業でありますけれども、これはいろんな問題でそれに携わっている方々は、この事業等については詳しくご説明できるのではないかと思うんですけれども、食品を扱う業界の方々は先輩議員の中にも何人かいらっしゃいますけれども、恐らく詳しくわかる人はいないと思うんで、できれば参考のためにちょっとご説明をしていただき、そして食品衛生法の目的、これは何なのか、そして食品衛生法とはいつ施行されたのかということも、ひとつ皆さんにお知らせをいただければ大変ありがたい。

さらには、繰り返しになりますけれども、こういった食品衛生法にかかわるところの相談窓口を、町長、いかがですかね、水産課か、あるいはまた福祉相談課か、そういうところで許認可の関係でもって、こういった職業はこういうものが必要なんですよというくらいのサービスというか、あるいはまた町報に掲示するとか。ご案内のように、許認可の関係は道内、道条例に基づいてあれしますと40種類余りあります。これ、もしなければ資料がありますので、こちらであげますからそれはいいとして、今の言う問題はハサップのシステムとか、あるいはまた法の解釈、これについてちょっとご答弁をいただきたい。

それから、前後しますけれども、私は第三セクターのコンキリエの問題、これは先般もいろんな高齢者の方々から大変なご指摘を受けたんですけども、病院の赤字についてはやっぱりこれは常人を守るんだから、これはやむを得ないと。だけれども、このコンキリエの運営についてはおかしいんじゃないかと、何でこんなに人件費がかかるんだと。これは経営学を知らない人がやっているわけじゃないですよ。これは税務署に言わせたら、笑われますよ。こんなに人件費がかかるわけじゃないですよ。例えば、施設の運営を図って、できるだけ軽減して、そうするというと自然に利益は出るんです。これはやり方なんですよ。

だから、具体的にやはりきちっとやれば黒字になりますよ。第三セクターが黒字になってもうかったからといって問題はないです。もうかった方がいいです、会社経営ですから。我々も自分で会社を運営して営業していれば、いろんな設備投資をして、そして1期何年間でもってどうするという計画を立てます。コンキリエはやはり鳴り物入りで、あれだけ大きな大々的な宣伝をしながら、確かに売り上げがまあまあなだけけれども、その経営状態は非常に厳しい。だから、ちょっと私としては考えられない経営をしているのかなと。

町長さんはたまたま前任者の後始末をしているから、その辺については私もある程度わからないわけじゃないんですけども、大変な後始末をしているなど同情するところもありますけれども、これらについてはひとつこんな形で経営をするならば、あと3年したらどうなるんですか。町民の負担がますます強えられるわけですね。どんどん一般財源をつぎ込んでも、その答えが返ってこない、こんな経営は経営にならないですね。

やはり経営というのは、しっかり前向きにとらえて、そしてきちんと黒字を出すような対策を講じなければ、要するに株式会社ですから、この点をやはりしっかりととらえて、経営については他地方との交流も深めながら、まして町長は、先ほども申し上げたように、道の駅グループの会長に就任し、いろんな情報が入ってくるわけですから、実際に道の駅が100店舗あっても、これは全く赤字でないところも何か所かありますよ、みんな赤字じゃないですから。かなりもう好転して、非常に町のために、あるいはまた観光地としてのいろんな形でもって町内に非常に潤っている町々はたくさんあります。

だから、私はそういうところに行って調査、研究するお金はどんどん使ってほしいと思うんですよ。どんどんいいものは吸収して、その会社の運営に反映してもらえば、そういう形で私は運営をしてもらいたいと、こう思っておりますので、その点も十分に考慮しながら運営をしてもらいたい。

また、町立病院については先ほど申し上げたところであります。確かに財政は厳しい、赤字になる、余り議会でわあわあ言うという、優秀な先生もいなくなったりしたら困るから、いろんな問題もあるでしょうけれども、やはり昨今各地方に来る先生はいらっしゃらないものですから、町長は本当にいつも頭を悩めて、本当にすやすや休む時間がなかろうかなと、こう思っております。しかしながら、やはり高齢者というのは、ご案内のように、町のためにしっかりと働き、そして今日の町の文化をつくってきた大先輩であります。そういう人方を少しでもいやしてやるためには、多少の赤字は覚悟で、一般財源の投入はやむを得ないだろうと、こういうふうに私なりに考えておりますけれども、こういったところも考慮しながら町長の再度の答弁を求めるものであります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からはノロウイルス、さらにはまたコンキリエについて答弁をさせていただきます。

その他の詳細については担当課長から答弁をさせます。

まず、ノロウイルスの件であります。私から申すまでもなく、国民の食に対する安全・安心、強く要請をされておることはご承知のとおりであります。厚岸町のものは安全だ、安心だ、それが厚岸町の産業の振興に大きくつながるわけであり。昨年来、12月から今日までノロウイルスの影響というものが風評被害となってあらわれ、カキの販売が大変厳しい状況にあるわけであり。それを何とか対策として厚岸町漁組と連携を図りながら取り組んでまいりたいということで、第1定の予算に計上させていただきました。さらに、補正予算においても計上をいたしておるわけであり。第1回目の答弁でお答えをいたしたとおりであります。私は、生産者・漁協・行政一体となって、この対策については最善の努力をさせていただきたい、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続いて、コンキリエであります。

昨日の報告に対しましてのいろいろな議論がなされました。コンキリエが設置をされてから13年たったわけであり。依然として厳しい経営状況にあることは事実であります。第三セクターということで、官民一体となった組織であります。しかし、株式会社であります。ご指摘があったとおりであります。私が町長になりましてから、平成14年、冬期間の支援策をゼロにいたしました。今、高橋議員がいろいろとお話がありました、一般会計からの持ち出しはいかなものか。

当時、私は厚岸町の財政、基本計画を決定する中で、大変厳しい状況があることが判明をいたしました。私はコンキリエの経営状況を見るに当たり、ちょうどいい方向に向かっていった時代でもございます。何とか黒字に向かうであろうという期待も持っておりました。しかし、この600万円の支援策がなくなったことによって、結果的には赤字になっておることも事実であります。といいますのは、夏の期間は大勢のお客においでをいただいております。夏だけだったら大黒字であります。しかし、冬期間が大幅な減少であります。その結果、総体的な赤字という状況になっておりますので、今後やはりこの冬期間対策というものを真剣に取り組んでいかなければならない。

さらにはまた、平成14年からゼロにした冬期支援対策、これも行政としては今後どうすべきかということも考えていかなければならない。さらにはまた、平成9年の湖北商店連合からの議会における陳情の問題、これらも私は地域住民と積極的に協議をしながら共栄共存の道を探ってまいりたい、そしてお互いが繁栄できる厚岸町の関係をつくってまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私からは、ハサップの関係についてお尋ねがございました

ので、ご答弁をさせていただきたいと存じます。

ハサップにつきましては、衛生管理の手法でありまして、考え方でもございます。行政的にはハサップといいまして地域はつかないわけでなんですけれども、地域ハサップと申しますのは、ハサップの考え方をそれぞれの地域でオリジナリティーを出すという考え方で地域ハサップとして取り扱っているものでございます。

次に、北海道の方では、このハサップについては、平成10年のイクラの加工業者によりますO-157の事件、その発生を教訓といたしまして衛生管理の取り組みが先駆的に行われまして、地域ハサップがスタートしたわけでありましてけれども、厚岸町におきましては考え方として漁獲から食卓までの工程において、その衛生管理が今進められてきてございます。

道内各地におきましては、この地域ハサップによりまして食品の差別化を図りまして、他地域との優位性を確保することができるということで、標津を初め、地域ハサップの導入が順次進められてきております。厚岸町につきましては、水産業対策協議会という組織がございまして、この組織にハサップの専門部会ということで設けまして、サンマの時期が本格的になる前に、買い受け人組合さんの衛生管理の担当の方を呼んで講習会をしてございます。

ご質問者がおっしゃられたノロウイルス等の講習会ということでありましてけれども、時期的にちょっと寒くなる時期が11月で、ノロウイルスが非常に発生してくるということで、ちょっと時期的にも難しい面がございましてけれども、これらについては検討させていただきたいというふうに存じます。

以上です。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 私からは、食品衛生法と相談窓口の関係につきましてご答弁をさせていただきます。

食品衛生法につきましては、片山内閣時代の第1回特別国会におきまして、昭和22年12月、この法律ができてございます。この法律の目的でございますが、「食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。」、このように第1条でもって明確に述べられているところでございます。この法律をもとにいたしまして、北海道におきましては許認可、監督、そういう部分を担当いたしておりますし、厚岸町、私どもにおきましては病気にならないための予防等々の啓蒙活動、こういう部分を担当させていただいているところでございます。

続きまして、相談窓口の設置についてのご提案をいただいておりますが、厚岸町におきましては保健衛生及び食品衛生に関します事務分担ということで、私ども保健介護健康づくり係において、この部分は担当させていただいているところでございます。北海道との分業というような意味合いもございましてものですから、現時点では私ども保健介護課と釧路保健福祉事務所、釧路保健所の担当者同士で連携を密にさせていただいて対応させていただきたい、そのように考えておるところでございます。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 病院事業会計についての部分について私の方から答弁をさせていただきますけれども、基本的な町民に必要な医療を確保する、町立病院の、公的病院の使命ということがあるかなというふうに思います。いずれにいたしましても、過去において大きく単年度赤字、累積赤字を招いたという事実も持っております。しかしながら、現代において医師体制を含めて病院改革が進んでおりまして、おかげをもちまして町民に今は信頼される病院になってきているのかなというふうに認識をしております。また、町民もそう思っているものというふうに私どもも思っております。そういう意味で、今後この関係が大変、医師、医療スタッフの確保というのは厳しい状況になっておりますけれども、それらのことをきちんとした体制の中で何とか構築できる形ができたものというふうに思っております。今年度以降も含めて期待に沿える形になっていくものというふうに思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上であります。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員、あと8分でございます。

●高橋議員 大変、町長からそれぞれ病院の経営につき、あるいはまた第三セクターの運営についても建設的などころのご答弁をいただきました。ただ、満足いかないのは、やはり第三セクターについてはもっともっと研究をしていく必要があるかと私なりに思っております。

なおまた、今、産業振興課長の方から、ハサップについて私、お尋ねしたんですけれども、ハサップとはどういうものかということをお尋ねしたんですよ。これは私の手元にある資料では、ハサップとはアメリカ航空宇宙局において宇宙食の安全確保のために開発されたシステムで、それはそういった危害分析をして重要管理点を管理する、食品の衛生管理をする手法という意味であります。このように答えてもらえば、余り長々とした答弁は必要なかったかと、こう思っております。

1時間という時間があると言う間なものですから、私は前もってお願いしたように、簡潔な答弁で1時間を有効に使いたいと、このように申し上げたんですけれども、私がまだ質問しようとする時間も若干ありますけれども、何かしら足りなかったような気がします。次回には、より以上勉強させてもらって、より以上皆さん方が私ども議会に負けないぐらい勉強して、町の住民の幸せをみんなで考える、行政と議会が一体になれるような勉強をさせてもらうようにいたしまして、私の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 高橋議員からのご質問は、それぞれ町政にとりましても重要な課題ばかりであります。今後、厚岸町といたしましては、昨日以来財政についての議論がありますとおり、地方自治体財政健全化法というものが決まりました。これは第三セクタ

一並びに病院等の公営企業等も含めた総体的な連結決算であります。第二の夕張市にならないように、厚岸町としても最善の努力をし、高橋議員初め各議員のご期待に沿ってまいりたい、そういうふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 以上で高橋議員の一般質問を終わります。

次に、15番、石澤議員の一般質問を行います。

15番、石澤議員。

●石澤議員 おはようございます。

本定例会におきまして通告していた一般質問を述べさせていただきます。

1番、子育て支援についてお尋ねいたします。

厚岸町の子供の医療費の助成制度は、現在就学前までとなっておりますが、人口が減少する中、子育て支援の一環として、児童・生徒の医療費も所得制限なしの無料化をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

厚岸町の就学助成制度は管内でも進んでいると聞いていますが、教育費の父母負担の軽減をもう少し進めてほしい、そう思って質問いたします。

学校給食の負担について。

給食費の父母負担は、現在小学生が1食207円、中学生が254円で、年間にすると小学生は4万365円、中学生は4万9,530円に上ります。毎日の子育ての中で、もし小学生、中学生を抱えている家庭にとっては負担はとて大きくなります。軽くすることはできないでしょうか。

修学旅行経費の負担について。

修学旅行の経費の父母負担は、小学生では1万8,300円ほど、中学生では7万円近くになっています。一度に7万円というのは、今すごく生活が大変になっている中でとても負担が大きいと思います。軽減はできないでしょうか。

また、公営住宅というか、町営住宅について質問いたします。

選挙で回っていて、初めて有明公住、平家なんですけれども、奔渡公住と見せてもらいました。老朽がすごく激しいものがあり、これは改修修繕の取り組みはどうなっているのか、そう思いました。それはどういうふうに取り組んでいるのか、お聞かせください。

それから、建てかえが必要と思いますが、その計画はあるのでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 15番、石澤議員の一般質問にお答えをいたします。

厚岸町の子供の医療費の助成制度は、現在は就学前までとなっておりますが、人口が減少する中、子育て支援策の一環として児童・生徒の医療費も所得制限なしの無料化をすべきと考えるがどうかとの質問であります。

厚岸町の乳幼児医療費の助成制度は、ご質問にありましたとおり、ゼロ歳から就学前

までの乳児・幼児を対象に、3歳未満と町民税非課税世帯の対象者は初診時負担金として医科580円、歯科510円を負担していただき、課税世帯の対象者には初診時負担金のほか1割負担をしていただき、保険給付との差額分を助成制度で給付しているものであります。1割負担の入院の場合は、1カ月あたりに負担する限度額を決めており、その金額は4万4,400円であります。

町の乳幼児医療費助成制度は、北海道の補助制度であります北海道医療給付事業補助要綱に基づく補助を受けて実施する事業であり、町の条例、規則の規定により医療費の助成をしているわけではありますが、所得制限についても北海道の補助要綱の規定にある所得制限を設けているところでありまして、助成の対象から外れる世帯の所得制限額は扶養人数1人で570万円、以降、扶養人数が1人ふえるごとに38万円が加算され、扶養配偶者と扶養する子2人世帯の場合の所得制限額は646万円となります。

ご質問の内容は、子育て支援策の一環として児童・生徒の医療費も所得制限をしないで無料化にすべきとのご提言であります。子育て支援のための施策につきましては、これまでも町議会でご意見をいただいておりますが、その施策の実現については、厳しい財政事情があることから、優先順位も考えながら、何を優先して実施していくかが求められるわけでありまして、平成19年度から町独自の子育て支援事業として妊婦健康診査通院支援や出産祝い金助成、保育所・幼稚園の保育料助成、子育てお助けブック配付の4つの事業を新たな支援策としてスタートさせたところでもあります。

ご質問の乳幼児医療費助成制度の各種助成内容の拡大については、これまでもご意見をいただいていた制度であります。北海道の補助規定に町独自の制度を付加することによる事務処理上の問題が大きくあり、かつては初診料の助成をしていたこともありましたが、平成13年度に北海道が所得制限規定を導入した以降、平成15年10月から初診料を自己負担していただくなどの制度改定をさせていただき、現在は北海道の制度と同じ内容になっております。

乳幼児医療費助成の現在の町独自の支援策は、受診者が医療機関等の窓口で負担するお金を、初診料または1割分だけ支払えばよいという現物給付制度であります。保護者の方の負担感を少なくしていくこととなりますし、これを維持してまいります。助成の範囲を小・中学生まで拡大するとした場合、助成費用全額が新たな町負担になるものであり、超概算であります。推計によります助成の増加額は約2,200万円になり、提言された町独自の支援策の実施については困難でありますことをご理解願いたいと存じます。

次に、公営住宅についての質問にお答えをいたします。

1点目の有明団地、奔渡団地平家の老朽化が激しい部分の改修修繕の取り組みについてであります。有明団地は昭和50年から昭和57年建てが10棟40戸あり、毎年9月に行う施設保守点検表による点検と入居者からの修繕要望により、軽微な修繕については随時対応を図っておりますが、それ以上の修繕になりますと、今まで行った修繕内容や老朽度の状況を勘案し優先順位を決め、予算措置をした後に改修修繕を行っているところであり、現在5棟の外壁の一部にひび割れが発生しており、傷みの激しいところから順次補修を考えております。

また、昭和51年建て及び昭和53年建ての棟に、各1戸の床の腐食が著しいため空き家

とし、修繕方法を検討してまいりましたが、修繕が大がかりになることや、耐用年数の30年を経過していることから、今後の建てかえを視野に入れて、どのようにするか検討していきたいと考えております。

続いて、奔渡団地平家については、昭和43年及び昭和44年建て7棟28戸のうち、7棟12戸に現在も入居されております。この棟は、既に建設から38年が経過し、老朽化が著しく、修繕対応も難しい状況となっており、延命対策として大がかりな改修を行うよりも、使用を停止する方向で、入居者の方には町営住宅に空き家が出た際に移転をお願いしているところであります。

次に、建てかえの計画であります。町営住宅の建てかえは、平成15年度に策定した厚岸町公営住宅ストック総合活用計画の中で計画しており、有明団地及び奔渡団地平家部分は建てかえ、または町中居住を考慮した移転とする計画がされておりましたが、町の財政状況や公営住宅の建設改修にかかわる国の補助制度の改正など、公営住宅事業を取り巻く環境がここ数年で目まぐるしく変化しており、町営住宅全体の建てかえや修繕計画の見直しなど、再構築が必要なことから、平成20年度に厚岸町公営住宅ストック総合活用計画の見直しを行う予定であります。その中で、再検討を行うこととしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

私からは以上であります。

教育費の父母負担については教育長から答弁がございます。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私から、教育費の父母負担の軽減についてお答えいたします。

初めに、学校給食の負担について、学校給食の父母負担は現在小学生が1食207円、中学生が254円で、年間にとすると小学生は4万365円、中学生は4万9,530円に上ります。負担を軽くすることはできないかとのご質問ですが、学校給食は学校給食法に基づき実施しており、その第6条に設置者と保護者のそれぞれの負担が定められ、施設及び設備に要する経費並びに主に人件費である運営経費については学校設置者の負担、すなわち厚岸町の負担であり、それ以外の食材費を学校給食費として児童・生徒の保護者が負担するとなっております。この法律が前提となり、厚岸町においても、お示ししている金額の給食費を保護者の方に負担していただいております。給食費については、極力抑える努力をしており、今後も栄養面、安全面を考慮したおいしい給食を目指しながらも、負担の増額をできるだけ抑える努力をしておまいります。

また、修学旅行費につきましては、おおむねお示しいただいた金額であります。学校及び参加人数によりばらつきもあることから、もう少し詳しく申し上げますと、小学校では約1万6,000円から2万7,000円まで、中学校においては5万3,000円から7万4,000円までとなっております。ただし、7万円を超える2つの学校につきましては、高度へき地修学旅行費補助金対象校となっており、実質の負担は少額となっております。したがって、保護者負担での最高額は6万4,000円となっております。

この修学旅行費につきましては、教育委員会としても経費を必要最小限にとどめるよう指導しておりますが、それぞれの学校においても保護者に対して経費の積み立てをお願い

いしているところです。また、小規模校においては、複数の学校が合同で実施したり、複数の学年で実施するなど、極力経費を抑える努力をしています。今後とも学校と協議する中で、その経費を抑える方法を考えてまいります。

また、保護者への給食費や修学旅行費に対する支援につきましては、要保護及び準要保護世帯に対して補助をしている制度があります。現在、準要保護世帯の認定率は経済状況を反映して高い数値で推移しています。さらに、近年の国からの補助金が減少し続け、平成17年度からは準要保護世帯に対する補助がなくなり、一般財源化されたことにより町の負担がふえる状況となりました。そのようなことから、町財政の見通しを立て、必要な目標と対策を検討する財政自立シミュレーションに、準要保護世帯からも給食費の一部負担を求める内容を盛り込む案もありましたが、その影響が大きいとの認識から見送られた経緯があります。

このような状況から、給食費や修学旅行費、いずれも保護者にとって重い負担とは思いますが、低所得者に対する支援制度の維持さえ難しくなっており、学校給食費及び修学旅行費の町の支援策による負担軽減につきましては難しい状況であることをご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 乳幼児の医療費の無料のお願いなんですけれども、たくさんこういうふうに非課税世帯とか医療費とかの負担をしていただいているんですけれども、今の若い人たちの生活している基盤というのが、結局所得とか、そういうものが雇用環境がすごく厳しくなっていて、20代の年収が150万円未満とか、それから契約とか派遣社員の方たちの給料が250万円とか204万円、それからパート・アルバイトになっては110万円となっています。私たちが子育てをしてきたころと比べても、はるかに少ない所得で、家賃、食費、被服費等を支出すれば、学校に納めるお金やら、それから病院にかかるお金などがどんどん少なくなって、実際に子供たちを病院に連れて行きたいけれども、初診料の610円さえも払えないという方も出てきています。

そういう中で、厚岸町の子供たちが少ない人数になっています、安心してこの町で子育てをできるように、どうしても子育て支援として乳幼児の医療の、無料までいなくても、1割でもいいですから、1割だけがかかれるような方法でもいいですから、そういうものを考えていただきたいと思います。

その中で、さっき2,200万円というお答えがありました。小学校1年生から6年生までの1人当たりの医療費が幾らなのか、それから中学1年から3年までの厚岸町での1人当たりの医療費が幾らになっているか、お答えください。

それから、どうしてもこれだけ人口が減ってきて大変になっている中ですので、児童・生徒の医療費の一部、1割だけでもいいですから、その辺も考えてもらいたいと思います。

それから、すみません、なれないものでちょっと心臓がドキドキなんですけれども。

医療費と、それから子育て支援の方の給食費と、それから修学旅行の負担ですけれども、本当に人件費も見ているというお話でしたが、実際これ4万円何がし、2人いれば

9万円ですよね。それを毎日の生活から出していくということが本当に大変で、本来なら給食費も、それから学校でかかる経費は実際は義務教育の中できちっと国の方が見なきゃならない制度だと思うんです。でも、それがこういう形でだんだん減らされていて、父母の負担がふえているということがあります。それで、そんなにたくさん全部というわけではないですけども、管内では進んでいるやり方もやっているところがあると思うんです。それで、管内でやっているところの様子も知らせてほしいと思います。

それから、医療費の方でも、さっき道のとおりやっていると言いますが、釧路管内でも進んでいるところがあると思うんです。たしか2町村あったと思いますが、その辺もお答えください。

それと、公営住宅ですけども、何か予算では135万円、修繕費となっていますが、これで修繕とか改修は足りるのかどうか。

それから、今、町営住宅の数は足りているんでしょうか。今回も抽せんがあったようですが、入れない人は何人いるのか、その人たちはどうしているのか、そして建てかえに当たって家賃は今のままでできるのか、その辺もお答えをお願いします。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私の方からは、2回目のご質問で給食費についての管内での支援制度についてのご質問でございますけれども、承知してございますのは、弟子屈町でございますけれども、小学生において1食当たり5円、それから中学校においては4円と、総額で約60万円ほどの補助をしているというふうに聞いてございます。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 私から、乳幼児医療費制度について2回目の答弁をさせていただきます。

若い方々の生活実感の中で、非常に所得が低くなっていて、初診料を払うことすら大変厳しいという声もあるというお話でございました。それで、この乳幼児医療費制度の所得制限、それから非課税世帯、3歳未満の方々の初診料負担の制度そのものは、乳幼児医療費制度単独での比較ということではなくて、道の補助要綱によりますと平成16年から導入をされておりまして、これはお年寄りの方々の非課税世帯の負担のあり方、それから課税世帯の負担のあり方というようなことが基準になって制度改正がされたようであります。

そういう意味で、510円が高いのか低いのかと、負担ができるできないというご意見は個々にはあるんでしょうが、制度のあり方として、高齢者の方々の負担感、それから若い方々の負担感というのは、一方では若い方々は扶養する子供がいる、それから生活に子供たちのいろんな費用がかかってくるという別な条件がありますが、そんな背景の中で制度が組み立てられてきたというふうに私どもは認識をしております。そういう意味では当時の制度改正の際にいろんな道議会でのやりとりもあったようではありますが、私どもとしては北海道の制度と同じ制度を最終的には選択して導入してきたということ

であります。

それから、小学生の1人当たりの医療費、それから中学生の1人当たりの医療費であります。データとしましては毎年5月に国保連合会で1年分の医療費の年齢別の状況を集計しております。私どももそのデータをもとに超概算の推計をさせていただいたわけではありますが、小学生対象者497名であります。医療費年間分で申し上げますと、小学生の区分では、自己負担分で申し上げますが、3割負担分が1,503万円あります。これを人数で割りますと、1人当たり年間3万243円というのが1年分の1人当たりの医療費という数字になってまいります。それから、中学生の方であります。こちら年間751万5,000円が医療費でありまして、対象者450人あります。1人当たり直しますと1万6,700円あります。これが今申し上げましたのが、ご本人が負担をする1割分を除いた額でありまして、これを割り返しますと3割負担分のトータルの数字が出てまいります。小学生で約4万5,000円、それから中学生で約2万4,000円という額が自己負担分の1人当たりの年間額ということになります。

先ほど1回目の答弁で町長から答弁をさせていただきました超概算の予測でいくと、町の負担は2,200万円というふうに申し上げましたのは、現在のご本人の1割負担を維持した制度の中で町が残りの2割分を負担した場合という推計の数字でありますことを申し上げます。乳幼児に関する答弁とさせていただきます。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 答弁漏れがありました。

乳児医療費制度の先進地のお話でございました。1つは、初診料の負担というものがかつて厚岸町もやっておりましたが、初診料を町が負担するというまちが鶴居村と白糖町の1村1町でございます。それから、15歳まで拡大をして実施しているというのが鶴居村の1村であります。私ども、情報を入手しております中では、浜中町が8月から15歳まで拡大をしてやるという話が私どもの情報として押さえております。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私の方からは、公営住宅に関連したことの質問についてお答えをいたします。

まず、予算、修繕料135万円、これで十分足りるのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、現在当初予算の中で今までの実績等を踏まえまして、それから毎年やっております施設の保守点検等、そういったものを含めた中で予算を計上しております。ただし、その中でも突発的な修繕が発生する場合もございます。そうしたときには修繕予算、足りなくなりますので、補正予算計上をさせていただくという形になります。

それから、この間公募いたしまして、何人入れない人がいるのかというご質問でございますけれども、5月に町営住宅の公募をしております。その中で、公募数は7戸募集しております。応募戸数は19件入っております。したがって、12件の方が入れ

ないでいるという形となってございます。この募集された方については、入れない方につきましては、現在今まで入居していたところに入居しているという状況であると聞いてございます。

それから、建てかえをしたときの後の家賃はどういうふうになるのかというご質問でございますが、家賃につきましては、計算上は新しくなりますと高くなります。ただ、あとそれからその入居者の収入状況等をいろいろ踏まえまして計算がされてくることとなりますので、一概に何ぼという形は言えませんけれども、家賃自体は高くなるといった考えになるかと思えます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 15番。

今、管内のこともお話ししてもらったんですけれども、白糠町は15歳までとなっていましたね。浜中町でも非課税世帯が中学生までは無料です。そして、課税世帯が1割負担となっていました。初診料だけを払うということで、さっき言っていましたように、普通の診察は580円、歯医者さんは510円だけ払って、それで少子化対策として子育てしやすい町をつくりたいという思いでそういうふうにしたという話を聞きました。

厚岸町も同じようにお金がかかるんですけれども、それをまず一番大事な子供たちと、それからそこで頑張っている若いお母さんたち、それからそれを支えているであろう、後ろで頑張っている高齢者の人たちのためにも、少しでも生活の負担を減らすように考えていただきたいと思えます。

それと、町営住宅のことですけれども、建てかえに当たってはその後ちょっと高くなるというお話があったんですが、できれば、これは住生活基本法というのがあると、そちらの方がたくさん知っていると思うんですけれども、まずそこに住んでいる方の生活を一番大事に考えるということから始まると思えますので、それも考えて、建てかえする場合には、そこに住んでいる方たちと一緒に話合っって計画をしてほしいと思えます。

それと、子育て支援策としての公営住宅もお考えいただきたいなと思えます。

そして、教育費の方の給食費の負担と、それから修学旅行の負担ですけれども、これも本当にその場でまた積み立てをしているとかいろいろありますけれども、実際生活ができなくなってきたときに修学旅行に行けなくなったという、厚岸町ではまだ起きていませんけれども、これから生活していく中でそれが出てくる場合もあります。これはどこの町村というわけではないですが、実際あった話なんですけれども、中学2年生のクラスで、そのクラスの中の10名が修学旅行に行けなかった、そのときはその子供たちは、いや、おれたちは行かなくてもいい、父さん、母さん大変だからいい、そう言っていたそうです。でも、その後、その子供たちが2年生のときですから、その後の3学期から荒れ出して、中学3年になってからその学級が崩壊してしまったという話もありました。そういう、これだけ生活が大変になってくるときに少しでも援助をしてほしい、そう思えます。

以上です。

●議長（南谷議員） 町民課長。

- 町民課長（久保課長） 釧路管内の15歳まで拡大しておりますのは、白糠町ではなくて鶴居村の方でございます。質問者の方から、浜中町の新たな取り組みについてお話がされました。厚岸町もぜひその精神でというお話でございましたが、何せ財政事情の問題ばかり言うと怒られるんでありますが、3月の第1回定例会の際にも、この制度について町の助成の拡大というお話がございました。その時点でも、子育て支援という観点からのいろんな検討を私ども加えた中で、先ほど町長から1回目の答弁でさせていただいたように、子育て支援策としての新たな事業というものも優先して取り組みをしていくということでの19年度のスタートというふうになりました。

乳幼児医療費制度については、財政事情も考えるとなかなか安定した助成制度としてやっていくには非常に厳しい事情があるという前提の中で、後ろ送りといいますか、これは助成制度の拡大にはこたえられないなという結果でございました。今回におきましても、試算で推計させていただきましたように、今の制度をそのまま拡大していくという大前提での試算でも2,000万円を超える新たな財源が必要だという推計をさせていただきました。こういった新たな財源を、今の状況の中で制度として導入をして安定的に将来的に維持がしていけるのかどうかということでの判断に基づきまして、要望、ご提言にはおこたえをできないという回答になったわけでありまして、その辺の事情をぜひご理解いただきたいというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） 私の方から、公営町営住宅に対してのご質問にお答えをいたします。

まず、料金が高くなるという質問の再質問でございますが、どうしても新しい家を建てますと、計算上料金が高くなってしまいます。しかしながら、料金決定につきましては入居者の収入実態、そういったものを加味されて計算がされてまいります。それと、低所得者等に対する減免措置等もございます。そういったものを含めた中で料金等が計算されてくる、それとか減免措置等がございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

それと、建てかえ時に今の入居者と話し合っ進めていただきたい、それと子育て支援の観点からも公営住宅の施策を考えていただきたいということでございます。町営住宅の入居を望む町民の要望というのは非常に多いと私たちも認識をしております。厳しい財政事情の中で、この要望にこたえていくには、イニシアルコスト、それからランニングコスト、それをトータルしました経費をいかに収支バランスを図り住宅づくりをしていくかということが今後課題となるかと思っております。さっき1回目の町長の答弁でもございましたけれども、来年度予定しております厚岸町公営住宅ストック総合活用計画の見直しの中で、こうしたことを踏まえまして検討し計画してまいりたいと、こういう

ふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私の方からは、修学旅行費等の父母負担軽減についてのご質問にお答えいたします。

確かに、中学校の修学旅行費、かなりの高額になるという部分もございます。ただ、1つには少し学校によっても幅があるという部分もあって、この点については、どの地域でも大変な部分もあるという中でずっと高い水準を維持しているということについてはどうだろうかというふうに僕らも思ひますし、少し詳細については調査してみたいなというふうに思ひます。

ただ、全体として修学旅行費を補助するというのではなくて、1つには先ほどお話しいたしました準要保護の中で厚岸町の場合は要保護の1.2という率で見えておひますし、特に特別の事情があるというような場合、例えばその年、保護者の方が病気で入院したとか、いろいろな事情も加味することができますので、例えばどうしても修学旅行費が捻出できないんだというような事情がある場合には、補助できるかどうかについても学校と相談していただいて、それについては教育委員会も相談に応じておひますので、個々のそういうふうな部分について、高額であるという中ではご相談をいただければという部分もあると思ひます。

また、先ほど申しましたけれども、確かに一遍には5万円、6万円という金額、大変だというふうに認識しておひます。できるだけ保護者の方には事前に何年間か積み立ててご用意くださいというふうなお願いはしておひますので、この点についてはご理解をいただきたいというふうに思ひます。

●議長（南谷議員） 以上で石澤議員の一般質問を終わります。

以上で本定例会に通告ありました5名の一般質問を終わります。

休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時41分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

●議長（南谷議員） 日程第3、選挙第6号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、町村議会議員の区分において候補者が定数8人を上回る9人となり、選挙が行われることとなったものです。広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人が決定することになりますので、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、厚岸町議会会議規則第33条第2項にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告いたします。

選挙は投票で行います。

議場の入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

- 議長（南谷議員） ただいまの出席議員は16人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、中川議員、6番、佐齋議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

- 議長（南谷議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（南谷議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

- 議長（南谷議員） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、議長に向かって右側から順次投票願います。

点呼を命じます。

(事務局長氏名を点呼、投票)

- 議長（南谷議員） 投票漏れはありませんか。

(なし)

- 議長（南谷議員） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番、中川議員、6番、佐齋議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票、計算)

- 議長（南谷議員） 投票の結果を報告します。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

キタハラフミオ 議員 7票

ナカハシトモコ 議員 7票

ナルセカツヒロ 議員 1票

オオバヒロヨシ 議員 1票

以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

- 議長（南谷議員） この開票結果を北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に別途、開票結果報告書により報告いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第4、議案第43号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第43号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります新保弘子氏は、本年8月31日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、引き続き同氏を選任しようとするものであり、議会の同意を求めたく提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町松葉町3丁目19番地。氏名、新保弘子。生年月日、昭和17年3月24日。性別、女。職業、理容業。

以上、簡単な説明であります。ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

(なし)

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとお

り討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第5、議案第44号 公有水面埋立許可に関する意見についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） ただいま上程いただきました議案第44号 公有水面埋立許可に関する意見についての提案理由のご説明を申し上げます。
公有水面埋立許可に関する意見について、厚岸地区地域水産物供給基盤整備事業に基づく第1種床潭漁港の改修工事を施工する上で、公有水面の埋め立てが必要なため、工事の施行者である北海道より埋立免許の出願がされ、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、北海道知事より意見が求められ、これに異議のないことを答申したいので、同法第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。
なお、今回埋め立てを要するマイナス2.5メートル物揚場の改修工事箇所は、昭和52年に施工の施設であり、築造後28年を経過いたしまして、矢板が破損し、中詰め台の一部が流出するなど老朽化が著しいことから、円滑な漁業活動に支障を来していることから、地域漁業者から改善を求める要望が強く出されているものでございます。
1、出願者の住所及び氏名、札幌市中央区北3条西6丁目、北海道。
2、埋め立ての場所及び面積、厚岸郡厚岸町床潭351番地先の公有水面、面積47.11平方メートルでございます。
3、埋め立ての目的、マイナス2.5メートル物揚げ場施設用地。
4、埋め立てに関する工事に要する期間、平成19年10月から平成21年3月まで1年6カ月でございます。
7ページをお開きください。
北海道知事よりの、公有水面埋め立ての出願について（諮問）の写しでございます。
平成19年5月1日付で北海道から出願あったこのことについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、厚岸町長の意見を求められてございます。
なお、意見書につきましては、平成19年9月30日までに提出することになってございます。
8ページをお開きください。
8ページにつきましては、公有水面埋立免許願書の写しでございます。出願者、北海道より北海道知事に出願しているものでございます。
1、埋立区域であります。位置につきましては、厚岸郡厚岸町床潭351番地先の公有水面であります。区域は、次の1の地点から10の地点を順次結んだ線及び10の地点と1の

地点を結んだ線で囲まれた区域となります。面積は47.11平方メートルであります。

9ページをお開きください。

9ページの方では、2として、埋め立てに関する工事の施行区域であります。位置として、厚岸郡厚岸町床潭351番地先の公有水面であります。区域として、次のイの地点からツの地点までを順次結んだ線及びツの地点とイの地点を結んだ線で囲まれた区域でございます。面積は456.19平方メートルであります。

3、埋立地の用途として、マイナス2.5メートル物揚場施設用地でございます。

次の10ページをお開きください。

10ページ、4の設計の概要であります、(1)として埋立地の地盤の高さ、(2)護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造であります。(3)の埋め立てに関する工事の施行方法につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

5として、埋め立てに関する工事の施行に要する期間につきましては1年6カ月であります。

11ページをお開きください。

11ページにつきましては、床潭漁港の平面図であります。今回、埋め立てする工事の区域につきましては、図面の中央の黒く塗られている部分でございます。

次に、説明資料12ページをお開きください。

12ページにつきましては、埋立工事区域の概要の図面でございます。中央に灰色に薄く塗られている部分が埋め立てに関する工事の施工区域であります。また、その区域内の黒い実線が埋立区域となっております。

以上、まことに簡単雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

(発言する者あり)

●議長（南谷議員） いや、もしなければと思ったものですから。

(「ありますよ」の声あり)

●議長（南谷議員） ありますか。

それでは、暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午後12時00分休憩

午後1時00分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

これより質疑を行います。

13番、室崎議員。

- 室崎議員 何か議長がそのまま進めようとするところをとめて、大変重大な質問があるような雰囲気になってしまって申しわけありません。決して大したことを聞くわけじゃありません。念のためにお聞きいたしますが、今議案説明の中で区域が2カ所ありましたですね。1、埋立区域、その次に工事の施行区域、そのときに1の点から2、3、4、5とずっと通って10から1へ戻る地点ですというふうにおっしゃいました。イから始まってツまで行ってまたイに戻る区域ですとおっしゃいました。図面のどこにそんなことが書いてあるんですか。ちょっと私の目では図面を見ても何が何だかわからないんですよ。

図面の説明をするときに、この議案で言った話は全然説明がないんですよ。これでは説明としては大変不十分だというふうに思うんですね。真ん中あたりの黒く塗ったところですよというのなら、議案にも真ん中あたりの黒く塗ったところと書いておけばいいんですよ。それはきちっと説明してください。

それから、10ページ、設計の概要というところに埋立地の地盤の高さ、現況地盤高を考慮してD. Lプラス1.9メートルの高さとする。このD. Lは何という言葉の略なんですか。それで、日本語にして言うとどういう意味なんですか。私のような素人にはさっぱりわからないんですね。

LとかRとかというのがたくさんつくんですよ、こういう専門家の間ではね。けれども、例えば道路なんかの場合Lといったら長さ、それから何かといったら幅というふうに、簡単に日本語で言っても差し支えはないと思うんですよ。だから、なるべくわかりやすく、そういうことが最終的には情報の公開という基本姿勢に結びつくかどうかの境目になってくるようですので、きちんとしたそういう、私のような者にもわかるようにお聞かせをいただきたいわけでありませう。

- 議長（南谷議員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） ちょっと前後しますけれども、D. Lのご説明から最初にしたいと思います。

この設計概要にあります埋立地の地盤の高さ、現況地盤高を考慮してD. Lプラス1.9メートルの高さとするというふうに書いてございます。これにつきましては、工事をする上での表示方法でありまして、北海道の漁港設計要領の中に工事の基準面がございまして、これはD. Lと申しますのは平均的な干潮時の基準面ということであらわすということにしております。干潮時、新月と、それから満月と、それぞれ海面の高さ、潮の高さが違ってまいります。それで、波で高さが変わると、そういうことがございまして、この満月、新月の時期によっても潮位が変わると、そういうこととございますので、平均的な干潮時の基準面から1.9メートルの高さとするという内容でございまして、ひとつご理解をいただきたいというふうに存じます。

それから、最初の図面の関係であります。この図面につきましては、釧路土木現業所

からこういった大きな図面が最初届きまして、これを何とか、このままのもともとの図面ですと相当な大きさになってしまいますので、可能な限り議案として皆さんに見ていただくための大きさに直しまして、図面をコピーし直しましてこの図面になったということでございます。

土現さんといろいろ、もっとわかりやすい、見やすい図面はないかということで、うちの担当と土現とやりとりをしたんですけれども、結果的にこのような図面を提出してしまったということでございます。

ご指摘の1の地点につきましては、12ページに床潭漁港の図面がございしますが、この床潭漁港の一番右側に、ちょうど中央より若干下の方に1級基準点という点がございします。これが漁港の原点を兼ねてございまして、そこからの位置で、この1の地点を持っていくということでありまして、この漁港の原点から、8ページの中央に1の地点と、議案の8ページに公有水面埋立願書が載っております。それで、1の地点はどこかというふうに記載をしております。そこに1級基準点、床潭漁港原点、北緯42度59分48.116秒、東経144度52分9.9987秒とございします。それで、この地点、ここからその下の括弧書きの下に方向角151度47分52秒の方向、250.044メートルの地点というふうに載っておりますが、そこに1の地点がありますよという説明書きでございします。

12ページに戻りまして、それが一体どこかというふうに申しますと、これはこの図面中央の、図面でいくと実線がございしますが、この実線ではちょっと見づらいので、左上の拡大図がございしますが、その拡大図に1と2がそれぞれ記載をしております。

今、8ページには1の地点がどこにありますよという説明書きが載せてございします。12ページの方に、実際に1から10までの地点が載っておりますが、ここでいうと非常に見づらいということで、拡大図が左側の床潭漁港の沖の方にあるように図面上ではわかりやすく記載をしておりますけれども、そちらの方に拡大図として一応載せてございします。

以上です。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 私が聞いているのは、12ページや11ページの図面の詳細な正確な説明をせよと言っているのではないんです。要するに、この議案の出たときの参考資料なわけでしょう。あなたの方はざっざっと読んだわけですよ、区域については1の地点、2の地点、3の地点というふうにね。それが何を意味するのかというのは、全然こっちはわからない。

だから、まずどうやったらわかりやすく説明できるのかということについては、きちんとやはり議案説明の前に自分で訓練をして、私のような老眼でもう目がかすんで小さいものもよく見えなくなっている上に、頭の回転も大変鈍くなっている、こういう年寄りにもわかるように、どうやったら説明できるかということを中心に心がけてほしいということなんです。

だから、例えば1、2、3、4と議案に書いているんだけど、これは図面の方ではとても小さくて天眼鏡でもかけなきゃ読めない、だから黒くしておいたんだが、ここ

だと言えはわかる、早い話が。そういうことをきちんとしてほしい。

それから、今D. Lということについては何かそのところの参考書を見て言っていたようだけれども、何の略で、何ていう言葉の頭文字をとっているのかの説明もないでしょう。あなた自身、どこまでわかっているんですか。それを説明もなしに、こっちにぼんと荷物を預けられても、私のような浅学非才な者にはとても理解できないんですよ。だから、それは最初のときの説明で、D. Lというのはそういう専門家の用語なんだけれども、海水面の最低平均基準面をあらわすんだというようなことをちょっと言ってくれば、それでわかるんですよ。

要するに、議案の説明というのは審議のもとになりますから、だから内容をわかってもらわないとまともな審議ができないんです。そして、こんなことでもって時間を費やさなきゃならなくて、議長は何とか午前中に上げようとしたのができなかったということになってしまうんですよ。その点について、きちんと今後はやっていただきたいということなんです。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 提案理由の説明の際に、大変説明不足、不手際、図面等々、詳細な説明ができず申しわけございませんでした。以後、このようなことのないように、しっかりとした提案理由の説明及び資料等をつけてまいりますのでご理解をいただきたいと、そういうふう存じます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第6、議案第45号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第45号 財産の取得について、その提案理由をご説明いたします。

現在、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装類は資源ごみのその他プラスチックごみとして昨年5月以来分別収集を行っておりますが、ごみ処理場に搬入された後の処理は従来からあったペットボトル圧縮減容機を暫定的に代用して使っております。しかし、圧縮能力が低く、また作業効率も悪く、代用としての継続使用に限界があり、今後の分別徹底による処理量の増大にも支障が出ることから、今般ごみ処理場中間処理施設整備事業としてリサイクル施設整備にあわせて購入、設置しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案の13ページをお開き願います。

1として、財産の種類は物品であります。

2として、名称及び数量はその他プラスチックごみ用圧縮こん包機1台でございます。

3として、契約の方法は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約であります。これにつきましては、当初地方自治法施行令第167条による5社による指名競争入札に付したところ、予定価格に達せず、2回目の入札執行前に2社が辞退し、3社による2回目の入札執行においても不落札となり、3回目の入札前にさらに2社が辞退したため、残る1社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。」に該当することから、予定価格内の金額で随意契約しようとするものであります。

4として、取得価格は金1,218万円であります。

5として、契約の相手方は北見市留辺薬町旭43番地12、株式会社スリーイーエーダイであります。

次のページをお開きください。

参考として、1、「その他プラスチック」ごみ用圧縮こん包機であります。型式はUP70-420、処理能力は1時間当たり400キログラム、圧縮物質量は17キログラムから23キログラム、圧縮物寸法は幅300ミリメートルから400ミリメートル、奥行き600ミリメートルから650ミリメートル、高さ400ミリメートルから450ミリメートル、こん包機総体質量は5,930キログラム、こん包機総体寸法は全長7,080ミリメートル、全幅4,400ミリメートル、全高2,490ミリメートル、結束方式は全自動であります。

2として、納入期日は平成19年12月20日であります。

次のページは概要図でありますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(「9番」の声あり)

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

9番、菊池議員。

●菊池議員 先に失礼しました。

契約の相手方、会社の概要、設立、資本金、扱い品目、これらについてお教えくださ

い。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 当該会社の状況についてのご質問でございますが、まず資本金については1,000万円でございます。それから、主要な扱い業務としては一般廃棄物処理設備の扱いということになってございます。会社の設立年月日につきましては、平成9年3月14日でございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 設立から10年経過していますね。比較的浅い概要でございます、設立経過は。実績といいますか、管内に結構あるんですか、このこん包機、この会社から。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 当該会社の同様の機器の納入実績でございますが、地方自治体の中では津別町、それから遠軽広域連合、それから小清水町、美幌町、浜中町、恵庭市、それから斜里町、女満別町、浜頓別町、名寄市となっております。

●菊池議員 いいです。わかりました。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

13番、室崎議員。

●室崎議員 わかれば結構ですが、参考として型式以下ずっと載っているんですが、圧縮、物質量というのか、圧縮物、質量というのか、ちょっと読み方もわからないんだけど、これは何なんでしょうかね。おわかりいただければ、説明いただきたい。

それから、これは本当の念のため聞いておくんですが、今プラスチック圧縮を行っている中間処理施設、特に都内なんかでいろんなところで住民運動が起きているんですよ。それはどの程度の圧縮をするかによると思うんですが、プラスチック類の圧縮をやるといって有害物質が空気中に出ると、そしていろいろと近隣、特に東京都なんかの場合にはもうまちの真ん中にあるから余計なんだろうけれども、そういうのがあるんだけど、これに関してはそんなことは全くないということだと思っておりますが、その2点について。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 圧縮物、質量ということで、その質量の定義でございます

が、物体が有する質量の量ということで定義づけられておりますが、簡単に申し上げますと、重さというふうに言いかえてもよろしいのかなというふうに思います。

それから、圧縮する際に有害物質が出る云々ということでございますが、当該機器が搬入された後にどのような作業をするかといいますと、それぞれの袋にその他プラスチック容器類が入ってございます。それを選別台の上で一回広げます。その状況を見て、きちんと分別されているものだけをこの機器の中に入れて圧縮処理するというところでございまして、そういったものに対応できない変なものが入っているものはその中で圧縮こん包はしないという作業をしたいというふうに考えてございますから、その有害物質云々という部分につきましては、圧縮された際には、ご心配される状況もわかりますが、想定される範囲内では影響のないものというふうに考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 2点とも答弁になっていないですね。私の聞いたことに何も答えていないもの。

圧縮物質量、質量というのは重さですよ。別に私は物理学の定義を聞いているんじゃないんですよ。圧縮物質量17キログラムから23キログラムとここに書いてある、この意味は何だと聞いているんですよ。圧縮、物質量なのか、圧縮物、質量なのか、ちょっと私もわかりませんがね。これは何をあらわしているんですか。この機械のことを言っているんでしょう。物理学の定義を言っているわけじゃないでしょう。ましてや質量というものがどういうものですかなんていう、このごろは小学校でもやるらしいけれども、そういうものを聞いているわけでもないんですよ。それをちゃんと教えてください。

それから、今の答弁、2点目の点について言いますと、分別がきちんとされていると、プラスチックを圧をかけて、要するにぎゅっつつぶしてこん包する、圧縮するということによって空気中に有害物質が蒸散することはないと、もし出るとすれば、それは変なものが入っていたからだ、そういう見解であるというふうにとれるんだけど、そういうことなんですか。プラスチックそのものの圧縮によって有害物質が出るのではないかとということで、今いろいろなところでいろんな話が出ている。そんなことはないんだと、そんなことは全然話にならないことで、それは分別をしているかいけないかの問題だけである、そういうことできちっとした見解を町として出したと、厚岸町の見解であると、そういうふうに解釈してよろしいんですね。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、質量の件ですが、圧縮物の質量というふうにご理解願いたいと存じます。その圧縮されたものの最終的な重さが17キログラムから23キログラムになるという状況でございます。

それから、圧縮されたときに有害物質が出る出ないという状況でございますが、現場的にはそういったものが入っていると想定されるものはその中に入れられないという作業を

行うことによって、そういったものが圧縮して放出しないようにしていきたいというふうに考えます。基本的に容器包装類ですから、物を包まれたもの、いわゆる包まれたものを中から取り出したものをその他プラスチック包装類として出していただくということですから、基本的に中身はないというふうに考えますが、まるっきりないという状況ではないと思います、出された場合には。ですから、そういったものを一つ一つ作業台の上で確認した上で、そういったものが極力入らないように現場的には行っていきたいという意味でございますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後 1 時 26 分休憩

午後 1 時 26 分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

●環境政策課長（小島課長） 失礼いたしました。ご質問の意図を私、取り違えたようでございます。

ご質問者は、プラスチックそのものが圧縮されることによって有害物質が出るという趣旨だということがただいま理解できました。そういった状況があるという情報をいただきましたので、その件につきましては、今後そのようなことがないように調査、研究した上で作業を進めたいというふうに存じますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 圧縮物質量というのは、そうするといろんながらがらしたものが入りますよね、この図を見てもね。そしてぎゅっと縮まって、一つの固まりになってぽんと出てくるわけですね、この機械は全自動だからそういうことなんでしょう。そのときの重さが17キロから23キロぐらいのもので出てきますよという意味だと、平たく言うと、いうふうに理解すればいいですね。

それから、プラスチックを圧縮すれば有害物質が出ると私、言っているわけじゃないんですよ。とういうような話も今、都内なんかのこういうような中間処理施設のところでいろいろと言われている状況もあるんです。だから、全く分別したから安全だと、プラスチック類というのが非常に複雑な高分子化合物ですから、それがぎゅっと圧縮されることによって、場合によっては組織が壊れて空中蒸散がないとは言い切れないと思います。

だから、そんなことがあって、これは町の真ん中でやっているわけじゃないから、差し当たってはという言い方もおかしいけれども、そういうものを暴露されるのは作業をする人たちが中心だと思いますけれども、やはり念には念をとということがありますから、そういう情報もきちっと入れて、場合によっては定期的にそういう部分に含めても検査

をすとか、そういう対応があってしかるべきだと、そういうふうに思いまして、念のためということでは、どうかその意を酌んでいただきたいということでございます。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） その他プラスチックごみの圧縮こん包をする際の作業につきましては、そういった有害物質が放出されないような状況を調査、研究した上で作業を進めたいというふうに存じますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 落札価格に達しなかったので随意契約をしたという説明があったんですけれども、町の方からの最初の段階の示された最初の金額、それはどういう形で機械の値段を調べて、どういう形でその機械の値段で落札価格を決定していったのか、そのいきさつをちょっと聞きたいんですよね。

それと、今回、圧縮機なんですけれども、粉末にするのもありますね、ペットボトルを粉砕する機械というんですか。粉砕をする機械と、この今回の導入される圧縮機械の金額等々、それから人件費の削減につながるのか、それから量が目減りが非常に効率がよいとか、それから圧縮をかけたときのこん包にした場合の量的な部分が圧縮にした方が少ないとか、粉砕機の方が少ないとか、いろいろなそういう比べ方というんですか、それから機械の値段、そういったものをきちっと調べて今回この導入に当たったのか、その辺の経緯もお聞かせ願います。

それから、この圧縮機を導入してからどのくらいの人件費が下がるのか、また今後、今までの機械と比べてどのくらいの機械の能力的に伸びるのか、その辺ももう少し詳しくお聞かせ願います。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、想定している価格の設定でございますが、地方自治体の方に同様の機種が納入されている情報をまずいただいたと、それから納入している業者から参考の見積もりをいただいていると、そういった状況の中で当初予算の計上がされているという状況でございます。それから、それに基づきまして入札執行をしている状況にあるということでございます。

それから、圧縮こん包をする以外に粉砕する機械があるというご質問でございますが、今回の選定に当たっては圧縮こん包するという前提で進めております。と申しますのは、プラスチック製ごみをリサイクルする業者の方に搬入するという作業がその後に出てまいります。そうすると、できるだけ容量を圧縮した方が同じトラックに詰める重量がふえるという状況でございます。現在いろんな情報を集めている中におきましては、北

海道のリサイクル協会というところが一番安い値段で引き取っていると、そこでの引き取り条件が圧縮して運ばれたものという条件が付されてございます。それから、その他の業者でもそういった条件をつけているところが、これは民間会社ですが、ございます。

最近になって、ばらでもよろしいというところが出てきているようでございますが、そうするとその作業以外に今度は運送費がかなり同じ重量でもかかってしまうということで、現在の中では圧縮した方が経費的には安く上がるだろうということで、この圧縮こん包機を選定したという経緯でございます。

それから、導入してからの人件費はどうかというご質問でございますが、これにつきましては、収集、それから搬入されてからの処理は委託業務で行ってございますが、現状の中では、その他の資源ごみの処理の作業とあわせて何とか行うという前提で進めたいと考えてございますが、この業務が入ることによって、想定は4時間程度でございますが、時間パートの人工を1人充てて、どのような作業工程になるのかということを見きわめながら、次年度に向けてもう少し効率的な作業ができないかということを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、同じこん包機の能力ということで、ペットボトルの減容機との差ということでございますが、基本的には圧縮力からするとペットボトルの機械は、現在購入、取得しようとする機械の約30%から70%ぐらいの圧縮力しかないということでございます。それから、作業的に投入口が狭いということがあります。それから、投入口が狭いということでありまして、一度に大量のものをそこに入れられないという作業効率の悪さもあるものですから、現在少しずつ、月にすると1トン弱ぐらいでございますが、ペットボトルの圧縮作業とあわせて並行してやっている状況ですので、ペットボトルの作業のみという前提で購入したものでございますので、現在は暫定的という措置なものですから、やっぱりそれに合わせた機器を導入せざるを得ないという状況にあることをご理解願いたいと存じます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 最初に、この参考見積もりをとった先の業者名、教えていただけますか。

それと、答弁の中でありました、今年度この処理の状況を見て次年度人件費がどう変わるのか考えたいということでもあります。であるならば、人件費がちょっとかかるなどということであれば、その分、人件費に対しての値上げということも考えられるということでしょうか。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 本機器の予算化に当たりまして、執行に当たりまして参考見積もりをとったところは、長野計器株式会社、それからサンモア株式会社という会社でございます。

それから、今後におきまして人件費の増加はあるのかというご質問でございますが、その件に関しましては現状プラスパート人員1人という、この中で何とか作業を効率的

に回していけるように進めたいというふうに考えてございますので、ご理解願いたいというふうに存じます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 今の委託されている業者がどうしても人件費を上げてもらわないとこういうことはもうできないということになれば、それはどういうふうに考えていくのか、そういうことなんですけれども。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 申しわけございません。質問の意図がちょっと取り違えていたと思います。

私は人工的な中でふやさないようにしていきたいという趣旨でお答えしてしまいましたが、人件費総体ということになりますと、これにつきましてはさまざまな要因が絡み合った中で人件費が、例えば個々の算定の中で考えられていくものでございますので、直ちにここで据え置きだとか、上げるだとか、減額の方だとかという答弁を現状の中でお答えできる状況にないことをご理解願いたいと思います。ただし、できるだけ経費の節減には努めてまいりたいということで、作業効率の向上を現場と相談しながら図ってまいりたいということで対応していきたいと考えますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 10番。

ちょっとお尋ねしたいんですが、今回随意契約になりましたけれども、当初は指名ですよね。指名で行ったということなんです、この1回目、2回目の指名業者、ちょっと明らかにしてほしいと。

それと、1回目の入札額の最低価格、2回目の入札の最低価格、これはどういう推移をたどったのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから、こういう機械の業者というか、取り扱う業者、あるいは製造をしている業者、こういうのは道内には何社あるのか、全国的にはもっとたくさんさまざまなこれ以外にもあるのか、それと先ほど予算化するに当たっての見積もりをとった業者、これは今回参加しているのかどうかちょっとわかりませんが、その辺で考えると予定価格はどうだったのか、その辺についても説明をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、指名業者でございますが、順位不同でございます。

●谷口議員 ゆっくり言ってね。

●環境政策課長（小島課長） はい。釧路市にあります北海道キャタピラー三菱建機販売株式会社道東支店、札幌市にあります新栄機械産業株式会社、3社目は札幌市にあります極東開発工業株式会社北海道営業所でございます。4社目が札幌市にあります中道機械株式会社でございます。これは釧路市にも営業所がございますが、札幌市という登録でございました。5社目が北見市にあります株式会社スリーイエーダイでございます。

それから、まず入札の経過でございますが、第1回目は5社による入札ということでございまして、最低価格は1,252万6,500円です。2回目でございますが、2回目の最低価格は1,239万円であります。2回目に参加しているのは、スリーイエーダイ、それと新栄機械産業、それから北海道キャタピラー三菱建機販売の3社であります。

それから、次のご質問でございますが、同様の機械をどういうところで製造、販売しているのかということでございますが、私どもが周辺の町村、それから同様の業者等々の情報の中では、北海道の中では製造、販売して自治体に納入実績のある会社はないということでございまして、本州の方に主にそういった業者があるという情報でございませぬ。

先ほど申し上げた製造した会社から見積もりをいただいていると、情報をいただいているということでございます。そういった状況の中で、その会社については本州の業者でございますので、道内において、その機器を厚岸町まで持ち込んで、しかも予定しているリサイクル施設に設置して稼働させていただくと、それとそこまでしていただく前提でございますので、先ほど申し上げました2社については、この指名業者の中には入ってございません。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 それから、もう一つ、答えてくれていないんですけれども、予定価格は幾らだったのか、ちょっといいですか。言って立ってしまったけれども。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 失礼いたしました。

今回設定しておりました予定価格は1,228万5,000円でございます。

●谷口議員 すみません。

●議長（南谷議員） はい。

●谷口議員 今、説明をいただいたんですけれども、5社による入札で不調に終わり、3

社に絞っても結果的には不調であったということで、今回随意契約になっているわけですね。それで、今回この3社に絞った意味、どういうところにあるのか。さらに、これを扱う業者があるのかないのか、こういう業者以外はもう扱える業者がないということで、この5社に絞って指名をしたのか、まだいろんな業者があるけれども、この業者にしたということなのかね。

そうすると、今回こういう業者を見ていると、過去にはごみの焼却施設なんかで、ちょっと相当昔ですけれども、いろいろ問題があった会社もこの中の指名業者の中には見えるんですけれども、そういうことを含めてよく考えていかなければならないと思うんですが、今回この指名にする、そして見積もりをいただいた、お願いをした業者は今回の指名には入っていない、そして当然その業者の機械ではないんでしょうね。今回の落札した、その見積もりをいただいた会社の機械と関係ある機械なんですか、それとも全く関係のない機械なのか、その辺はどういうふうになっているのかなというふうに思うんですが。

こういうことになってきますと、私はやっぱり今入札の問題はさまざまなことで問題もあることで、指名競争入札がやはり公共団体等はある程度一般競争入札に切りかえていくべきではないのかというふうに言われていますよね。ですから、厚岸町内の公共事業にかかわっては、町の考え方として町内業者の育成だとか、そういうものも含めて指名競争入札をやっていると思いますけれども、今回のような物品で町内で競争し合う、あるいは町内の業者がそれに絡んでいくということは不可能なものについてはやはりもう一般競争入札にすべきではないのかなというふうに思うんですが、その辺については、できましたら町長か助役、ご答弁いただきたいんですが、お願いをいたします。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、2回目に3社に絞られた経緯ということでございますが、これにつきましては最初に5社において指名競争入札に付したと、その場で開示して不落札ですというふうに全社の前で申し上げます。その段階で、最低価格と業者も申し上げます。その全5社を前にして、第2回目の競争入札を執行したいと考えますがよろしいですかということをお聞きいたします。その段階で、2社が辞退させていただきたいということでありましたので、そのほかの3社に諮って、じゃ3社による指名競争入札に付したいと思いますが疑義ございませんかということで確認した上で、2回目の入札に入っているという状況でございます。さらに、3回目につきましても同様の手法をもって行っているということでございまして、これにつきましては地方自治法の施行令にのっとりた形を準用した形で行っているという状況でございます。

それから、見積もりをもらった会社の機器かということでございますが、当該契約書を締結する会社は長野計器製の機器を導入するという前提でございます。この機器につきましては、他町村で近隣でもかなり実績がありまして、作業効率もいいという状況があります。私もほかの町の現場に赴いて、そういった機器の稼働状況も確認してございますので、間違いのないものというふうに思っております。

5社の指名した理由でございますが、これは指名競争入札に付すという前提で厚岸町

に指名願いがあるといことがまず前提でございます。それから、こういった一般廃棄物の処理機器を納入可能だという会社であるというのは当然のことでございます、その中から厚岸町において納入可能な業者を選定させていただいたということでございます。

私からは以上でございます。

●議長（南谷議員） 副町長。

- 副町長（大沼副町長） 指名競争入札と、それから一般競争入札の関係で、ただいま節々の方から、町内で調達不能な特に物品等に関して一般競争入札を導入したらどうかというようなご提言でございましたけれども、これはさきの議会でも指名競争入札、一般競争入札に関するご質問をいただいております、特に公共工事につきましては一般競争入札に付することによって競争が激化して、著しく低廉な価格の入札があった場合に、結局私どもがオーダーした業務がきちっと遂行されるか、さらには工事の品質、それからそこに働く方たちの労働環境等々を考えなければならないというようなこともあって、勉強させていただくというご答弁をさせていただいております。

今、特に今回のような機器に関しては厚岸町内で調達不能というふうに我々も判断をいたしまして、指名願いが上がっている業者から指名をさせていただいて、この業務を執行させていただいたという経過がございますけれども、今ご提言をいただいた内容もしっかり受けとめさせていただいて、今ここで直ちにそうします、そうしませんということはもう少し時間をいただいて検討させていただきたいなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

- 谷口議員 今回の予定価格と2回目の入札価格を見てみると、10万円ぐらいですね、言ってみれば。それで、そうするとちょっと私の頭では理解できないんですけれども、ある程度の型式はこの長野計器という会社の機械というか、それに沿った機械でなければならないという考えで入札を行ったというふうに理解していいんですね。この機械でなければならないといったら、もう決まっちゃいますよね、はっきり言うと。

そうすると、やはり私はこういうもう時代になってきて、公共工事であっても北海道なんかも結果的にはかなりもう一般競争入札に入ってきているということを考えると、やはり町内の業者間で物すごい痛みが出るもの以外については、結果的にはこういうものからでもきちんと始めていかないと、今非常に財政が厳しい中での対応をしていく上では、すごく今町民が本当にこういう入札制度になってよかったというような対応をとっていただかなければならない時期に来ているのではないのかなというふうに思うんですよ。そういう点では、早急な入札制度の改革といいますか、改善策を打ち出してほしいと思うんですけれども、その辺どういうふうに考えていこうとしているか、もう一度お願いします。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 入札に付すべき当該機器については、その能力等々を提示した中で入札に付しているという状況でございます。

それから、補足させていただきますが、これは入札の結果、最終的に残った業者から、それからそういった機器を扱っている会社から後から聞いたお話ですが、現在、鉄価格が近々値上がりしているという状況がありまして、当該機器につきましてもその9割以上は鉄からできているという状況でございます、そういった背景がございます、かなり製品自体の値上がり傾向にあるという状況で、こういった入札の結果になったものというふうに考えてございます。そういった状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

私からは以上でございます。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 再度のご質問でございます。一般競争入札が導入可能なものから早急にというご提言でございました。

まず、一般競争入札に付すというのが大前提でございますので、そういう方向で早急な対応ができるように検討したいと思いますが、なお、一般競争入札に付す場合の事務的な手続、それからシステムの構築ということが必要になってまいりますので、それらを含めて、早急に導入できる方向で検討をさせていただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第7、議案第46号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第46号 工事請負契約の締結について提案内容をご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

町道若竹町通りは、若竹町地区の中心部を連絡する幹線道路として、昭和53年から昭和55年に建設されたものであります。現状では歩道、車道とも舗装の老朽化と凹凸が著しく、さらには歩道が狭く、歩行者の交通に支障を来している状況にあり、今般歩道の拡幅と段差解消及び車道の舗装強化、さらには若竹ロータリーの改良を図り、安全、快適な道路にするべく整備を行うものであります。

議案書16ページをお開き願います。

内容であります。1として工事名、若竹町通り整備工事。

2として、工事場所は厚岸町若竹町。

3として、契約の方法は地方自治法施行令第167条第1項第3号による単体7社の指名競争入札であります。

4として、請負金額は金7,276万5,000円であります。

5として、請負契約者は厚岸郡厚岸町字真栄町1条113番地5、株式会社宮原組であります。

次のページをごらんいただきたいと思えます。

参考といたしまして、1、工事概要でございますが、施工延長、長さ991.17メートル、車道幅員、幅8メートル、歩道幅員、幅2.5メートルの両側でございます。車道舗装工は密粒度アスコン、厚さ3センチメートル、歩道工、細粒度アスコン、厚さ3センチメートル、下層路盤工0から40ミリメートル級切り込み砕石、厚さ10センチメートル、凍上抑制層（路盤用山砂）、厚さ17センチメートルでございます。

2、工期でございますが、着手、平成19年6月28日から完成、平成20年1月30日までとするものでございます。

3、位置図、平面図、定規図、別紙説明資料のとおりでございますが、次のページをお開き願います。

位置図であります。厚岸消防署横の漁港道路を起点とし、終点、町道湾月町通り交点までの斜線部分が整備をする箇所でございます。

次のページをごらんいただきたいと思えます。

上段の平面図でございますが、図面左側になります。起点、消防署側から、図面右側の方になります。終点、湾月町通り交点までの施工延長991.17メートルを、車道幅員8メートル、歩道幅員2.5メートル両側の整備と、若竹ロータリーの改良を行うものであります。

下段の定規図でございますが、図面左側に現況と示しているラインが現在の道路の幅員構成でありまして、歩道幅員が2メートル、車道幅員が9メートルとなっているところ、今回の整備でその上段、整備工事と示しているラインでございますが、歩道幅員2.5メートル、車道幅員8メートルに改良をするものでございます。

また、歩道の段差解消を図るため、車道用縁石を段差20センチのものから15センチの縁石に変更し、車道につきましては既存の舗装の上にアスファルト舗装の密粒度アスコン3センチメートルを施工するものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第8、議案第47号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第47号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が3月30日、法律第4号として公布されたところでございます。今回の町税条例の一部改正につきましては、同法の一部を改正する法律の規定中、町民税の納税義務者等の規定、優良住宅地等の住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の規定にかかわる改正でございます。

恐れ入ります。議案書の20ページをお開き願いたいと思います。

町税条例の一部を改正する条例であります。

これよりの説明につきましては、お手元に配付の議案第47号説明資料、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表により行いたいと思います。

資料の1ページからでございます。

左側が現行、右側が改正案となっております。

第16条第1項の改正及び同項第5号の追加は、個人が法人税法第2条第19号の2に規定する法人課税信託の引き受けを行う場合について法人税割を課する規定の追加で、法人税法第2条第19号の2に規定する法人課税信託とは、委託者が受託者に対し財産権の移転、その他の処分をし、信託目的に従って受託者が受益者のために信託財産の管理、処分をすることにより受益者がその信託収益を得るもので、当該収益を受ける個人について法人税割を課する規定を追加するものでございます。

この改正は信託法の改正に伴うものでございまして、同法の改正により多様な信託方法ができるようになったことから、これらの信託により法人税を課される個人で町内に事務所、または事業所を有する者については法人町民税について法人税割が課されるよう規定が改正されたことによる、町税条例の改正でございます。

第2項は、字句の整理でございます。

第3項につきましては、字句の整理のほか、法人でない社団、または財団が法人課税信託の引き受けを行う場合について、法人とみなして法人に関する規定を適用する改正でございます。

2ページにわたりますが、第25条は表中の引用法律番号を削る改正でございます。改正案の線の部分が削除となっております。

3ページでございます。

附則の改正であります。第17条の2第3項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の改正で、租税特別措置法の一部改正に伴い、この特例による軽減税率の適用対象に、密集市街地における防災再開発促進地区の区域内の土地の譲渡に係る特例などが追加されたことによる引用条番号の整理を行うものでございます。

なお、優良住宅地等のための譲渡とは、租税特別措置法第31条の2第2項各号に定める土地の譲渡で、財務省令で定めるところにより証明がなされたものをいい、主なものとして国、地方公共団体、その他これらに準ずる法人、独立行政法人都市再生機構、土地開発公社、その他これらに準ずる法人、収用、交換等によるものなどに対する譲渡でございます。

次に、第19条の2第1項は、証券取引法の改正に伴い、引用法律名及び引用条項番号の整理を行うものでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

議案書の21ページをお開き願いたいと思います。

附則でございます。この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行するもので、第1号、附則第17条の2第3項の改正規定については平成20年4月1日から、第2号、第16条及び第25条第2項の改正規定につきましては信託法（平成18年法律第108号）の施行の日から、第3号、附則第19条の2第1項の改正規定につきましては証券取引法の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日から施行するものであります。

なお、このたびの改正に伴う当町における影響でございますが、課税期日以後であることから、本年度の町民税の課税については影響はございません。

以上で議案第47号の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第9、議案第48号 厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第48号 厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が3月30日、法律第4号として公布されたところでございます。今回の厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、同法の一部改正に伴い、本年10月1日から施行される関係規定について所要の改正を行うものでございます。

恐れ入ります。議案書22ページからになります。

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容の説明につきましては、先ほどと同じように、お手元に配付の議案第48号説明資料、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表により行いたいと思っております。資料をご参照願います。

改正内容は、地方税法の一部改正に伴う引用条項の整理でございます。

第2条第2項の改正であります。地方税法第349条の3に第38項として郵政民営化法等の施行に伴う独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の所有する固定資産の都市計画税の規定が追加されたことに伴い、第36項または第37項を第36から第38項までに改めるものでございます。

附則第12項の改正であります。固定資産税等の課税標準を引き下げる特例についての改正で、法附則、これは法は地方税法附則第15条に第57項として郵政民営化法等の施行に伴う郵便事業株式会社が所有する固定資産の都市計画税にかかわる規定が追加されたことに伴う引用条項の整理及び本則第2条第2項の改正で説明した内容と同じ理由による引用条項の整理でございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

議案書の22ページ、同じページでございますが、附則でございます。

この条例は、平成19年10月1日から施行するものでございます。

なお、このたびの改正に伴う本年度の都市計画税の課税については影響ございません。

以上、まことに簡単な説明であります。議案第48号の説明を終わらせていただきま

す。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおりに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第10、議案第49号 厚岸町保健福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第49号 厚岸町保健福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

現在、厚岸町では住民の利便性や行政の円滑な推進を図るため、平成14年度から字名改正を年次的にとり進めております。今年度は住の江町、真栄町、港町地区を実施する予定であり、このうち住の江町地区を7月に行う予定であります。これに伴い、該当する町有施設の所在及び位置、場所並びに事業区域の表記を改めようとするものでございます。

議案書23ページをお開き願います。

今般、条例改正をしようとする条例ですが、第1条、厚岸町保健福祉総合センター条例から、第2条、厚岸町地区集会所条例、第3条、厚岸町住の江山の手地区集会所条例までは、施設位置の表記の変更。

次のページをごらんいただきたいと思います。

第4条、厚岸町介護サービス事業条例では、施設の所在、開設場所の表記の変更。第5条、厚岸町木工センター条例及び第6条、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例は、施設位置の表記の変更。第7条、厚岸町公共下水道設置条例では、計画排水区域及び計画処理区域の表記の変更。第8条、厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例では、施設の場所の表記の変更。

次のページをごらんいただきたいと思います。

第9条、厚岸町水道事業給水条例では、給水区域の表記の変更。第10条、厚岸町病院事業の設置等に関する条例では、設置場所の表記の変更であります。

いずれも、今回の字名改正に伴う変更であり、改正条例記載のとおりでございます。

また、資料として厚岸町保健福祉総合センター条例等の一部を改正する条例新旧対照表を配付させていただいておりますので、ご参照を願います。

なお、附則といたしまして、この条例は字名改正の地方自治法に定める告示行為に基づき、平成19年7月30日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） ここで、例月出納検査報告書の一部内容の訂正の申し出がありますので、これを許したいと思っております。

監査事務局長。

●監査事務局長（松澤局長） 大変貴重な時間を申しわけございません。

昨日、報告させていただきました例月出納検査報告書につきまして、数値に誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思っております。

それで、大変申しわけございません、例月出納報告書……

（発言する者あり）

●議長（南谷議員） 休憩ですか。

では、休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時24分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

●監査事務局長（松澤局長） 大変申しわけございません。

この報告書の下から5枚目、ページは1ページです。各月1ページから始まっていますので紛らわしいので、下から5枚目、これが1ページになっていると思います。下から5枚目になります、これが1ページというふうになっていると思います。

（「この1ページか、これ」の声あり）

●監査事務局長（松澤局長） そうです。

この中の中段に（各会計歳入歳出内訳）という表があると思います。この表の中ぐらいになると思いますけれども、（繰上充用金）の欄でございます。ここに国保、それから小計、合計という形で104万5,902円、3カ所にこの数字が記載されております。この1045902の数字ですけれども、この頭の10の間に1の次に2を入れていただき12045902、1,204万5,902円という数字にしていきたいと存じます。3カ所とも同じになります。頭の1と0の間に2を入れて1,204万5,902円、このように訂正していただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

大変単純なタイピングミスということで、大きな数字の誤りになってしまいました。今後このような単純ミスのないよう、十分注意して作成していきたいというふうに思えますので、よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） 日程第11、議案第50号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算、議案第51号 平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第52号 平成19年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第50号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算（2回目）の提案理由を説明させていただきます。

議案書の1ページからでございます。

平成19年度厚岸町一般会計補正予算。

平成19年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,628万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億4,980万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります、記載のとおり、歳入では4款

4項、歳出では7款10項にわたり、それぞれ5,628万3,000円の補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

恐れ入ります、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金333万4,000円の減、後期高齢者医療制度創設準備事業補助金の減でございます。

4目農林水産業費国庫補助金、4節防衛施設周辺整備事業補助金2,836万4,000円の増、遺伝子解析機器等整備事業分の増でございます。

6目土木費国庫補助金、6節防衛施設周辺整備事業補助金237万5,000円の増、説明欄の公園管理294万5,000円の増につきましては、公園事業の57万円の減と、次の7節社会体育237万5,000円の減分の振替でございます。公園事業の57万円は子野日公園整備事業のうち草刈り機購入分、7節の社会体育の237万5,000円は宮園運動公園パークゴルフ場用機械整備事業分で、それぞれ公園管理機器購入について一括して防衛施設局へ交付申請することとするための振替でございます。

8目教育費国庫補助金、7節防衛施設周辺整備事業補助金237万5,000円の減、前段説明のとおり、土木費国庫補助金への組み替えでございます。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金99万円の増、高部電気株式会社様からの寄附金100万円でございます。

4目衛生費寄附金、2節環境政策費寄附金100万円の増、運上欽也様からの寄附金でございます。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金2,921万9,000円の増、5月31日出納閉鎖の結果、平成18年度実質収支が1億3,590万731円となり、うち8,000万円を地方自治法及び地方財政法の規定により歳計剰余金処分をし、繰越金は5,590万731円で確定し、既に予算計上しております643万3,000円と合わせ3,565万2,000円を計上するものでございます。残の繰越金残額につきましては、この差し引きをしますと2,024万8,731円になるところでございます。

21款諸収入、6項3目3節雑入4万4,000円の増、北海道産炭地域振興対策協議会解散に伴う負担金の返還金でございます。

続いて、8ページ、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、4目情報化推進費110万円の増、後期高齢者医療制度等システム整備にかかわるサーバー借上料でございます。

4項選挙費、2目道知事・道議会議員選挙費、説明欄記載のとおり、計数整理でございます。

4目町議会議員選挙費91万9,000円の減、同じく説明欄記載のとおり、計数整理でございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金296万8,000円の増、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

4目老人福祉費1,885万5,000円の増、後期高齢者医療制度保険料徴収等システム開発委託料1,331万8,000円の増、老人保健特別会計への繰出金545万9,000円の増でございます。

4 款衛生費、2 項環境政策費、1 目環境対策費、25 節積立金100万円の増、環境保全基金へ積み立てするもので、歳入でご説明申し上げました環境政策費寄附金100万円を充当するものでございます。

5 款農林水産業費、1 項農業費、7 目農業施設費、13 ページになりますが、説明欄記載のとおり、備品購入費を負担金、補助及び交付金に振りかえるもので、これは当初予算では尾幌酪農ふれあい館の備品購入費といたしまして草刈り機購入費を計上しておりました。この同額を尾幌自治会へ補助し購入とするために振りかえるものでございます。

3 項水産業費、5 目養殖事業費2,993万円の増、カキ種苗生産に係る遺伝子解析機器等整備事業でありまして、防衛調整交付金対象事業として整備するものであります。

7 款土木費、5 項公園費、1 目公園管理費310万円の増、歳入でご説明申し上げましたが、公園管理機器器具購入について一括して防衛施設局へ交付金申請することとするための振替でございます。

2 目公園事業費60万円の減、子野日公園整備事業の減で、これは公園管理費へ振りかえるものでございます。

6 項住宅費、2 目住宅管理費324万3,000円の増、町営住宅有明団地整備事業といたしまして、去る5月25日発生いたしました町営住宅有明団地の火災復旧経費の計上でございます。

8 款1 項消防費、2 目災害対策費10万6,000円の増、土木災害相互通報システムにかかわる通信運搬費の計上でございます。通報システムにかかわる設備機器整備につきましては、釧路土木現業所が行うものでございます。

恐れ入ります、14 ページになります。

9 款教育費、6 項保健体育費、2 目社会体育費250万円の減、宮園公園パークゴルフ場用機械整備事業の減で、土木費へ振りかえる振替でございます。

以上をもちまして議案第50号の説明を終わります。

続きまして、議案第51号の説明に移らせていただきます。

議案第51号 平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2 回目）でございます。

議案書の1 ページからでございます。

平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2 回目）。

平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1 条第1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,041万3,000円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1 表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では1 款1 項、歳出では3 款3 項にわたり、それぞれ296万8,000円の補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

8 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金296万8,000円の増。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出でございます。

6 ページをお開き願いたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費769万6,000円の増、国民健康保険者システム修正委託料の増でございます。

6 款 1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費330万4,000円の増、特定健康診査等実施計画策定に係るアンケート調査切手代及び計画策定業務委託料の増でございます。

8 款 1 項 1 目前年度繰上充入金803万2,000円の減額でございます。内容につきましては、平成18年度の国民健康保険特別会計決算におきまして発生する赤字見込み額につきまして、去る5月25日に開催されました第2回臨時会におきまして繰上充用にかかわる補正予算の議決をいただいたところでございますが、出納閉鎖の結果、国保税等の確定による減額でございます。

以上をもちまして議案第51号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第52号でございます。

議案第52号 平成19年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（1回目）でございます。

議案書の1ページからでございます。

平成19年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（1回目）。

平成19年度厚岸町老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,367万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,369万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では4款4項、歳出では2款2項にわたり、それぞれ1,367万4,000円の補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

1 款 1 項支払基金交付金、1 目医療費交付金、2 節過年度分1,000円の減でございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目医療費負担金、2 節過年度分821万7,000円の増、医療給付費国庫負担精算によるものでございます。

3 款道支出金、1 項道負担金、2 目医療費負担金、2 節過年度分1,000円の減でございます。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金545万9,000円の増。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出でございます。

恐れ入ります、6 ページをお開き願います。

2 款 1 項医療諸費、1 目医療給付費、財源内訳補正でございます。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目償還金、23 節償還金、利子及び割引料、精算返還金1,367万4,000円の増でございます。平成18年度に受けた医療交付金及び給付費道負担金の精算による返還金でございます。

以上をもちまして議案第50号から52号までの説明を終わらせていただきます。

大変雑駁、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 本3件の審査方法についてお諮りいたします。

本3件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本3件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午後 2 時41分休憩

午後 4 時54分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時54分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成19年6月21日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員